

【参考1】 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要

1 背景

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。

2 条約の概要

（1）目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

（2）各国が講ずべき対策

製造、使用の原則禁止（アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCBの9物質）及び原則制限（DDT）

非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCBの4物質）

POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

これらの対策に関する国内実施計画の策定

その他の措置

- ・ 条約に記載されている12物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
- ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
- ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

（3）条約の発効

2004年5月17日発効。2007年2月22日現在、144カ国が批准。

3 近年の動き（POPs農薬関連）

条約対象物質の追加を検討するためのPOPs検討委員会（締約国会議の補助機関）が開催されており、2007年2月現在、10物質を対象に検討が進められている（次ページ（1）及び（2）に現在の各検討段階における検討対象物質を記載）。本マニュアルで対象にしているBHC（別名 HCH）についても、条約対象物質への追加が検討されている。

(1) 付属書F「社会経済上の検討に関する情報」について検討している物質

物質名	主な用途
クロルデコン	農薬
リンデン(- H C H)	農薬
ペンタプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤
ヘキサプロモビフェニル	プラスチック難燃剤
パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	撥水撥油剤、界面活性剤

(2) 付属書E「危険性の概要に関する情報」について検討している物質

物質名	主な用途
短鎖塩素化パラフィン	難燃剤
ペンタクロロベンゼン	農薬、非意図的生成物
オクタプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤
- H C H 及び - H C H	リンデンの副生物